

# 青森県報

第八百七十五号

令和七年  
二月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出……………

○道の指定……………

### 公 告

○建設業者の許可の取消し……………

○右……………

○右……………

○右……………

○右……………

### 公安委員会

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………

## 告

## 示

(警務課)……………四

(同)……………三

(同上地域)……………三

(同)……………二

(三八地域)……………二

(東青地)……………二

(が生活習慣病)……………一  
(建築住宅課)……………一

### 青森県告示第六十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	訪問看護ステーションひなた	弘前市大字青山二丁目一の二	令和 四・二・一
変更後		弘前市大字宮川三丁目一七の一三	
変更前	じけいかい訪問看護ステーション	青森市大字安田字近野一三六の一	六・四・一
変更後		青森市大字安田字近野一四六の一	

### 青森県告示第六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第二項の規定により、次のとおり道を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
-----	-----	-----	-----------



一 商号又は名称 株式会社工藤建設

二 代表者の氏名 工藤拓司

三 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎三丁目一三の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第三〇〇七二三号

五 取消年月日 令和六年十一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十月二十五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社エイユーテック

二 代表者の氏名 西田大伴

三 主たる営業所の所在地 八戸市旭ヶ丘五丁目一の一

四 許可番号 青森県知事許可(特一四)第三〇〇三五一号

五 取消年月日 令和六年十一月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業

及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社新青工業

二 代表者の氏名 櫻井優子

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字ほとけ沢四〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一六)第五〇〇四一二号

五 取消年月日 令和六年十二月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年二月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社ササキコーポレーション
- 二 代表者の氏名 佐々木一仁
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二五九
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―一)第五〇〇四二五号
- 五 取消年月日 令和六年十二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和六年十月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

### 公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十二日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

#### 青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係） （警察官駐在所の名称及び位置）	所轄警察署	別表第二（第二条関係） （警察官駐在所の名称及び位置）	所轄警察署
名称	位置	名称	位置
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
弘前警察署 石川警察官駐在所	弘前市大字石川字石川三十一番地十二	弘前警察署 石川警察官駐在所	弘前市大字石川字石川三十一番地十二
桜ヶ丘警察官駐在所	弘前市大字桜ヶ丘四丁目一番地六	桜ヶ丘警察官駐在所	弘前市大字桜ヶ丘四丁目一番地六
相馬警察官駐在所	弘前市大字五所字野沢四十七番地一	相馬警察官駐在所	弘前市大字五所字野沢四十七番地一
藤代警察官駐在所	弘前市大字石渡三丁目七番地五	藤代警察官駐在所	弘前市大字石渡三丁目七番地五
新和警察官駐在所	弘前市大字種市字小島六十七番地	新和警察官駐在所	弘前市大字種市字小島六十七番地
岩木警察官駐在所	弘前市大字五代字早稲田五百八番地四十一	岩木警察官駐在所	弘前市大字五代字早稲田五百八番地四十一
船沢警察官駐在所	弘前市大字折笠字法立堂三番地一	船沢警察官駐在所	弘前市大字折笠字法立堂三番地一
高杉警察官駐在所	弘前市大字高杉字阿部野四百二十九番地	高杉警察官駐在所	弘前市大字高杉字阿部野四百二十九番地

この規則は、令和七年二月十七日から施行する。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕

裾野警察 官駐在所	弘前市大字大森 字勝山四十八番 地二
城西警察 官駐在所	弘前市大字城西 三丁目十六番地 六
宮園警察 官駐在所	弘前市大字青山 二丁目一番地四
藤崎警察 官駐在所	南津軽郡藤崎町 大字西豊田二丁 目二番地十
常盤警察 官駐在所	南津軽郡藤崎町 大字常盤字一西 田一番地二十
沿川警察 官駐在所	北津軽郡板柳町 大字夕顔関字若 松八十七番地三
西目屋警 察官駐在 所	中津軽郡西目屋 村大字田代字神 田二百四十七番 地六

〔同上〕

裾野警察 官駐在所	弘前市大字大森 字勝山四十八番 地二
城西警察 官駐在所	弘前市大字城西 三丁目十六番地 六
宮園警察 官駐在所	弘前市大字青山 二丁目一番地四
藤崎警察 官駐在所	南津軽郡藤崎町 大字西豊田二丁 目二番地十
常盤警察 官駐在所	南津軽郡藤崎町 大字常盤字一西 田一番地二十
沿川警察 官駐在所	北津軽郡板柳町 大字夕顔関字若 松八十七番地三
西目屋警 察官駐在 所	中津軽郡西目屋 村大字田代字神 田二百四十四番 地八

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭